

JASVから生産者、農場管理獣医師の皆様へ

-これ以上 養豚場で豚熱を発生させないために-

一般社団法人日本養豚開業獣医師協会（JASV）

2021年5月13日



ワクチン接種農場で2021年1月以降に豚熱が発生した6事例の特徴（農水省HPからのまとめ）

発生場所		発生日	飼養頭数	拡大豚熱疫学調査チームによる調査概要における、当該農場での豚熱発生と関連の可能性がある主な指摘事項		
				最寄りの豚熱感染 野生イノシシの 発見時期と地点	飼養衛生管理基準に関連する事項	
				「衛生管理区域への病原体の侵入防止」に関する事項	「衛生管理区域の衛生状態の確保」（衛生管理区域内において 残存する病原体を畜舎へ持ち込むことの防止）に関する事項	
62例目	和歌山	1月26日	267	20年11月、800m	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の農場入り口での消石灰帯を通過してのタイヤの消毒 ・農場敷地内でのアライグマ、タヌキ、イタチ、カラス等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・各豚舎専用の長靴交換、手袋交換、手指消毒の未実施 ・離乳子豚以外の豚移動は場内を歩かせていた（事前の洗浄消毒なし） ・豚舎に出入りする給餌車の洗浄・消毒未実施 ・カラスは豚舎内で見かけることあり ・発生豚舎は開放豚舎で、野生動物侵入可能な隙間多数
63例目	奈良	3月31日	1,089	21年2月、4.5km	<ul style="list-style-type: none"> ・敷料、プロパンガス輸送車両の農場入口での消毒未実施 ・農場敷地内にはネコが多く生息 	<ul style="list-style-type: none"> ・各豚舎専用の長靴交換、手袋交換、手指消毒の未実施 ・母豚は場内を歩かせていた ・子豚移動前の通路、移動用バケットの洗浄・消毒未実施 ・調査時に豚舎内で複数のネコを確認 ・豚舎は開放豚舎で、野生動物侵入可能な隙間多数
64例目	群馬	4月2日	8,588	20年11月～21年1月 2.0km圏内4地点	<ul style="list-style-type: none"> ・農場敷地内でネコ、カラス等の野生動物確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・各豚舎で長靴交換実施していたが、作業着、手袋交換未実施 ・母豚の移動は直接場内を歩かせていた（通路消毒未実施） ・子豚移動はコンテナ、フォークリフトで実施もコンテナの洗浄消毒未実施 ・一部豚舎で給餌車使用、豚舎出入する際の洗浄消毒未実施
65例目	三重	4月14日	約10,000	20年11月～21年2月 5.0km圏内3地点	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接工場の従業員の衛生管理区域立ち入り時の専用長靴、作業着への更衣未実施 ・農場敷地内でのネコ等の小動物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・母豚は豚舎外の通路を歩行（使用前後の洗浄消毒は実施） ・発生豚舎はウインドレス豚舎だが、ネズミを見かけることが多かったとのこと ・その他豚舎は開放豚舎で、壁面や防鳥ネットに破損複数

ワクチン接種農場で2021年1月以降に豚熱が発生した6事例の特徴（農水省HPからのまとめ）

発生場所		発生日	飼養頭数	拡大豚熱疫学調査チームによる調査概要における、当該農場での豚熱発生と関連の可能性のある主な指摘事項		
				最寄りの豚熱感染野生イノシシの発見時期と地点	飼養衛生管理基準に関連する事項	
				「衛生管理区域への病原体の侵入防止」に関する事項	「衛生管理区域の衛生状態の確保」（衛生管理区域内において残存する病原体を畜舎へ持ち込むことの防止）に関する事項	
66例目	栃木	4月17日	約15,000	20年11月、1.3km 21年3月、 10km圏内2地点	・農場敷地内でのネコ確認、畜舎に防鳥ネット設置の20年9月以降は見られなくなったとのこと	・発生豚舎も含め、各豚舎での長靴交換、靴底消毒、専用作業着への更衣、手袋の交換・手指消毒はいずれも未実施 ・離乳豚はケージで運搬、母豚、子豚は屋外の通路を歩行、通路、ケージの使用前後の洗浄・消毒未実施 ・豚舎はセミウインドレス豚舎、畜舎内でネズミ見かけることあったとのこと。壁面の破損複数あり
67例目	栃木	4月17日	約22,000	21年3月～4月 6.0km圏内3地点 (4月は約3km地点)	・農場敷地内ではネコが確認されていた、調査時にも複数確認	・発生豚舎である離乳豚舎に入る際は、専用長靴に交換していたが2舎ある離乳豚舎で長靴共有し、豚舎間の移動は豚舎外の通路を移動 ・繁殖、分娩豚舎は豚舎ごとの長靴交換未実施 ・豚舎ごとの作業着、手袋の交換、手指消毒は未実施 ・分娩舎から離乳舎までは輸送用コンテナで子豚を移動、母豚は豚舎外の通路を歩行させていた。通路、コンテナは使用前後に洗浄消毒実施 ・分娩舎と離乳舎では給餌車も使用。畜舎出入時の都度消毒未実施

これらの特徴より、豚熱発生防止には、

- ☆衛生管理区域への病原体の侵入防止策を徹底するとともに、
- ☆衛生管理区域内において残存する病原体を畜舎に持ち込まないための対策の徹底実施が重要なことがわかります
- ☆特に、リスクの高い地域として指定されている大臣指定地域においては飼養衛生管理基準の追加措置を理解して準備することが必要です
- ☆さらに、その中でも5km以内に豚熱感染野生イノシシの発見があった農場では防疫レベルを最高に引き上げる必要があります

「衛生管理区域への病原体侵入防止策」として特に重要なことは

- 進入車両の消毒の徹底
- 小動物対策の実施、特にネコ、カラス

「衛生管理区域内の病原体を畜舎へ持ち込まないための対策」として特に重要なことは、

- 豚を場内や野生動物の侵入防止策のない豚舎外の通路を歩かせないこと
- 豚舎ごとの専用衣服、長靴の交換、手指の消毒または手袋の装着
- 小動物の侵入防止対策の徹底；防鳥ネット、壁などの隙間、穴の補修
- 豚の移動のための通路やコンテナなどの消毒の徹底

大臣指定地域とその追加措置

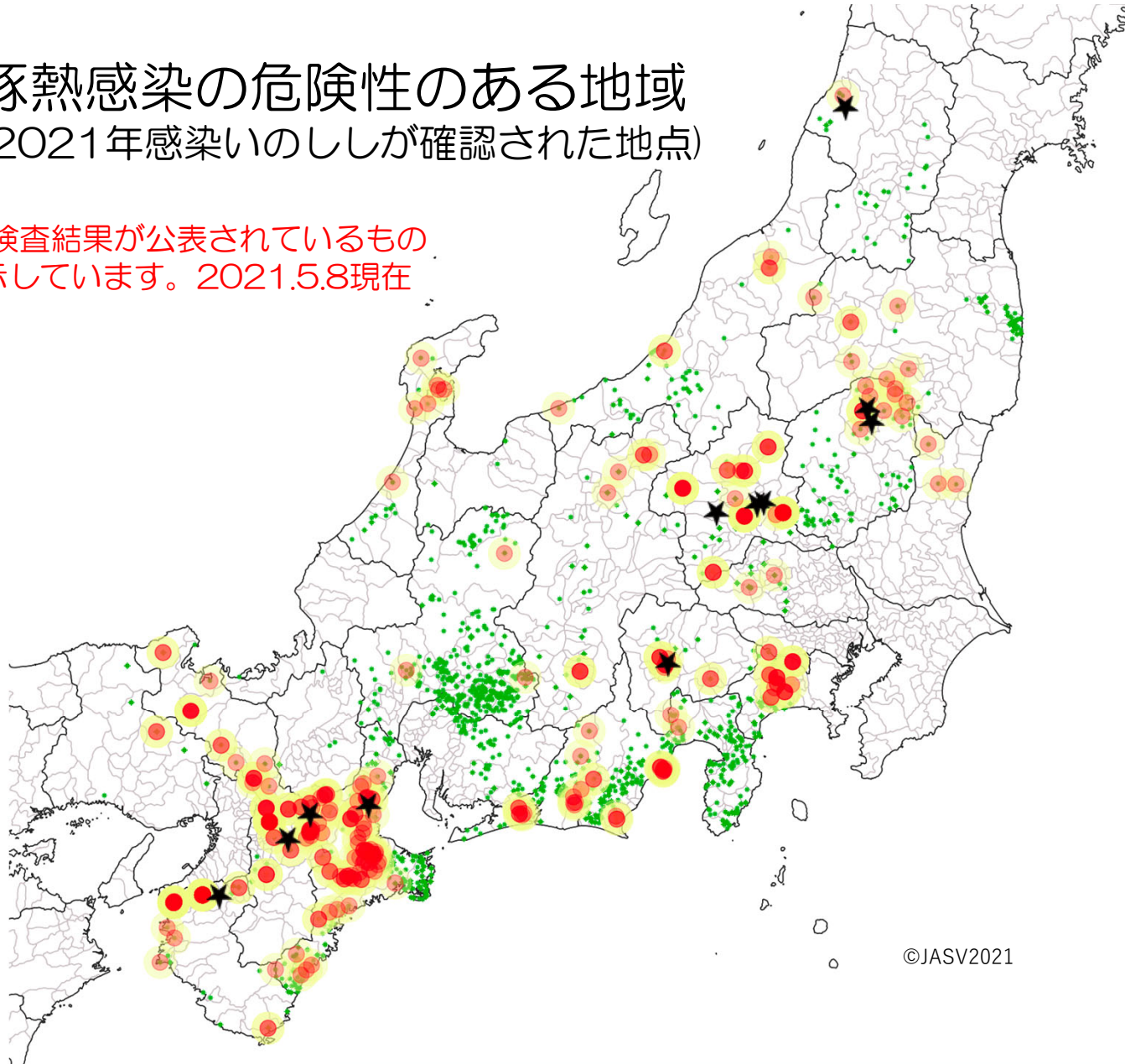
- 大臣指定地域とは、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染していることが確認されているなど、家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合に、農林水産大臣が指定する地域のこと。現在、大臣指定地域は以下のとおりで、都府県全体です；

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、沖縄、宮城、福島、山形、秋田です。

- リスクの高まりに伴う大臣指定地域の飼養衛生管理基準の追加措置で、特に周知徹底すべきことは、
 - ☆畜舎に入る時に専用長靴への交換だけでなく、専用衣服の交換が必要であること
 - ☆畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること

豚熱感染の危険性のある地域 (2021年感染いのししが確認された地点)

注意) 検査結果が公表されているものを表示しています。2021.5.8現在



- 野生イノシシ陽性ポイント (2021年～)
赤は半径5km
黄は半径10km
- いのしし陰性のポイント
- 発生農場 (2020年～)

©JASV2021

豚熱感染野生イノシシが5km圏内で見つかったら最高レベルの対応を実施してください

- 防護柵の再チェック 必ず80cm以上のトタンなどを貼って小動物が入らないようにしてください。
- ネコがいる場合、全ての防疫作業は無駄になりますので至急農場から排除してください。
- 車両消毒は、消毒ゲートがあっても農場側でタイヤ周辺、及び車両底面を念入りに消毒する。
- 消毒薬はCSFの効果が明確になっているものを使用する。散布してから15分付着していないと消毒になりません。
- 逆性石けん液は3世代製品を250倍で、グルタルアルデヒド系は200倍で使ってください。
- 畜舎に入るときは、交差汚染に気を配り、畜舎専用の作業着、長靴、手袋を使用してください。
- 畜舎内は通路を中心に朝晩消毒を行ってください。
- 豚熱ワクチンの接種時期等については、農場により移行抗体の持続が異なりますので、家畜保健衛生所及び農場管理獣医師とよく相談して、決定してください。添付の資料（令和3年3月25日第74回牛豚等疾病小委員会配布資料1-2；飼養豚等への豚熱ワクチン接種後の免疫付与状況等について）も参考としてください（特に、5. 今後の対応方針（案））。

- 以上、説明してきました対策の実施で、豚熱発生を防ぎましょう！
- また、2019年に豚熱感染野生イノシシが多く確認された岐阜県、愛知県等では、その年の5月以降、夏の間も農場での豚熱の発生が継続しました。暑くなってきたからと油断は禁物です。
- さらに、子豚の乳汁免疫の確実な獲得と、適切な日齢でのワクチン接種を可能とする飼養管理を徹底しましょう

すなわち、

☆適正な子豚の生時体重と活力を担保する母豚の適正なボディー
コンディションの維持と管理

☆生まれた子豚の乾燥と保温により、初乳を十分に摂取させること

☆里子は生後24時間（遅くとも48時間）以内に実施することを
基本として、同一豚群なのに日齢が長い豚が存在するような戻
し里子等は実施しないこと

☆初乳摂取不足と判断できる虚弱哺乳豚は早期に安楽殺すること